## 大学コンソーシアム岡山 基本方針検討委員会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、大学コンソーシアム岡山規約第12条の規定に基づき、大学コンソーシアム岡山基本方針検討委員会(以下「基本方針検討委員会」という。)の組織、運営等について定める。

(審議事項)

第2条 基本方針検討委員会は、大学コンソーシアム岡山の基本方針に関する検討を行う。

(組 織)

第3条 基本方針検討委員会は、会長、副会長、代表者会議委員の中から推薦された者及び、会長が必要と認めた者とする。

(委員長)

- 第4条 基本方針検討委員会に委員長を置き、会長を充てる。
- 2 委員長は、基本方針検討委員会を招集し、その議長となる。

(事 務)

第5条 基本方針検討委員会の事務は、大学コンソーシアム岡山の事務局において処理する。

(雑 則)

第6条 この規程に定めるもののほか、基本方針検討委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。